

なんでもねん

発行責任者：倉橋 忠

No.34

十七条の憲法を読んでみよう

聖徳太子(厩戸皇子)が604年に定めたとされている「十七条の憲法」は、『日本書紀』の推古天皇の時代に記録されている。原文は漢文で書かれていて、中学生が読むのは困難である。そこで、現代文に翻訳されたものを紹介しよう¹⁾。



- 一にいう。和を大切にし、いさかきをせぬようにせよ。人は皆それぞれ仲間があるが、全くよく悟った者も少ない。それ故君主や父にしたがわず、また隣人と仲違いしたりする。けれども上下の者が睦まじく論じ合えば、おのずから道理が通じ合い、どんなことでも成就するだろう。
- 二にいう。篤く三宝を敬うようにせよ。三宝とは仏・法・僧である。仏教はあらゆる生きものの最後のよりどころ、すべての国の究極のよりどころである。いずれの世、いずれの人でもこの法をあがめないことがあろうか。人ははなはだしく悪いものは少ない。よく教えれば必ず従わされる。三宝によらなかったら何によってよこしまな心を正そうか。
- 三にいう。天皇の詔を受けたら必ずつつしんで従え。君を天とすれば、臣は地である。天は上を覆い、地は万物を載せる。四季が正しく移り、万物を活動させる。もし地が天を覆うようなことがあれば、秩序は破壊されてしまう。それ故に君主の言を臣下がよく承り、上が行えば下はそれに従うのだ。だから天皇の命をうけたら必ずそれに従え。従わなければ結局自滅するだろう。
- 四にいう。大夫や各役人は礼をもって根本の大事とせよ。民を治める根本は必ず礼にある。上に礼がないと下の秩序は乱れ、下に礼がないときは、きつと罪を犯す者が出る。群臣に礼のあるときは、秩序も乱れない。百姓に礼のあるときは、国家もおのずから治まるものである。
- 五にいう。食におごることをやめ、財物への欲望を捨て、訴訟を公明に裁け。百姓の訴えは一日に千件にも及ぼう。一日でもそれなのに、年を重ねたらなおさらのことである。この頃訴訟を扱う者が、利を得ることを常とし、賄賂をうけてから、その申立てを聞く有様である。つまり財産のある者の訴えは、石を水に投げこむように、必ず聞き届けられるが、乏しい者の訴えは、水を石に投げかけるようなもので手ごたえがない。このため貧しいものはどうしようもない。臣としての役人のなすべき道も失われることになる。
- 六にいう。悪をこらし善を勧めるのは、古からのよい教えである。それ故、人の善はかくすことなく知らせ、悪を見ては必ずあらためさせよ。へつらいあざむく者は、国家を覆う鋭い道具のようなもので、人民を滅ぼす鋭い剣とも言える。またこびへつらう者は、上に向っては好んで下の者の過ちを説き、下にあれば上の者の過失をそしめる。これらの人はみな、君に忠義の心がなく、民に対して仁愛の心がない。これは大きな乱れのもととなるものだ。
- 七にいう。人はそれぞれ任務がある。司ることに乱れがあってはならぬ。賢明な人が官にあれば、ほめたたえる声がすぐ起きるが、よこしまな心をもつ者が官にあれば、政治の乱れが頻発す

¹⁾ 現代語訳は、宇治谷孟『日本書紀(下) 全現代語訳』講談社学術文庫 1988年 p.92-97。を引用し、一部分を分かりやすく編集した。

る。世の中に生まれながらにして、よく知っている人は少ない。よく思慮を重ねて 聖 となるのだ。事は大小となく、人を得て必ず治まるのである。時の流れが速かろうが遅かろうが、賢明な人に会った時、おのずから治まるのである。その結果国家は永久で、世の中は危険を免れる。だから 古 の聖王は、官のために立派な人を求めたのであり、人のために官を設けるようなことをしなかった。

八にいう。群卿や各役人は早く出 仕し遅く退出するようにせよ。公務はゆるがせにできない一日中かかってやりつくすのは 難 しい。それ故遅く出仕したのでは、急の用に間に合わない。早く退出したのでは、必ず業務が残ってしまう。

九にいう。信 は道義の根本である。何事をなすにもまごころをこめよ。事のよしあし成否の 要 はこの 信 にある。群臣が皆まごころをもってあたれば、何事も成らぬことはない。群臣に信がないと、万事ことごとく失敗するだろう。

十にいう。心の怒りを絶ち、顔色に怒りを出さぬようにし、人が自分と違うからといって怒らないようにせよ。人は皆それぞれ心があり、お互いに譲れないところもある。彼が良いと思うことを、自分はよくないと思ったり、自分がよいことだと思っても、彼の方はよくないと思ったりする。自分が聖人で、彼が必ず愚人ということもない。共に凡人なのだ。是非の 理 を誰が定めることができる。お互いに賢人でもあり愚人でもあることは、端のない環のようなものだ。それ故相手が怒ったら、自分が 過 ちをしているのではないかと反省せよ。自分ひとりが正しいと思っても、衆人の意見も尊重し、その行うところに従うがよい。

十一にいう。官人の功績・過失ははっきりと見て、賞 罰 は必ず正当に行え。近頃、功績によらず賞を与えたり、罪がないのに罰を行ったりしているのがあり、事に当る群卿は、賞罰を公明に行わねばならぬ。

十二にいう。国司や国 造 は 百 姓 から税をむさぼってはならぬ。国に二人の君はなく、民に二人の主はない。国土のうちのすべての人々は、皆王(天皇)を主としている。仕える役人は皆王の臣である。どうして公のこと以外に、百姓からむさぼりとしてよいであろうか。

十三にいう。それぞれの官に任ぜられた者は、みな自分の職務内容をよく知れ。あるいは 病 のためあるいは使いのため、事務をとらないことがあっても、職場についたときには、以前からそれに従事しているのと同じようにし、自分はそれにあずかり知らぬといって、公務を 妨 げてはならない。

十四にいう。群臣や各役人はうらやみねたむことがあってはならぬ。自分が人をうらやめば、人もまた自分をうらやむ。うらやみねたむ弊害は際限がない。人の知識が 己 にまさる時は喜ばず、才能が己に優る時はねたむ。こんなことでは五百年にして一人の賢人に会い、千年に一人の聖人の現れるのを待つのも難しいだろう。賢人聖人を得ないで何をもって国を治められようか。

十五にいう。私心を去って 公 につくすのは臣たる者の道である。すべての人が私心のある時は、必ず他人に恨みの心をおこさせる。恨みの心があるときは、必ず人の心は 整 わない。人々の気持ちは整わないことは、私心をもって公務を妨げることになる。恨みの気持ちはおこれば制度に違反し、法を破ることになる。第一の章にのべたように、上下相和し協調するようにといったのも、この気持からである。

十六にいう。民を使うに時をもってするというのは、古 の良い教えである。それ故に冬の月(十月から十二月)に暇があれば、民を使ってよい。春より秋に至るまでは農耕や養蚕のときである。民を使うべきではない。農耕をしなかったら、何を食えばよいのか。養蚕をしなかったら、何を着ればよいのか。

十七にいう。物事は独断で行ってはならない。必ず多くの人と論じ合うようにせよ。些細なことはかならずしも皆にはからなくてもよいが、大事なことを決める場合には、誤りがあってはならない。多くの人々と相談し合えば、道理にかなったことを知り得る。